

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠 原 隆

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正について（通知）

この度、第 213 回国会において、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）」（以下「第 14 次地方分権一括法」という。）が成立し、本日公布されました。これは、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

今回の法律改正の趣旨及び概要等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。また、域内の市区町村教育委員会に対して、今回の法律改正の趣旨等について周知をお願いします。

なお、第 14 次地方分権一括法の施行に伴う必要な政省令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第 1 改正の趣旨

現在、公立学校施設整備費国庫負担事業においては、国庫債務負担行為に係る事業の場合には、2 か年度内に事業が完了予定のものを交付の対象としている。

今回の法律改正は、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、3 か年度の国庫債務負担行為の実施に必要な規定の見直しを図るものである。

第 2 改正の概要（第 14 次地方分権一括法第 4 条関係）

1 中等教育学校等の建物の工事費の算定方法の見直し（改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「新法」という。）第 5 条の 2 関係）

中等教育学校等の建物の工事費の算定方法について、新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置年度又は第一学年の学級数を増加する年度（以下「設置等年度」という。）前 3 年度内の各年度に新築又は増築を行う場合には、文部科学大臣の定める日（設置等年度の翌々年度の 5 月 1 日）における当該学校の学級数に応ずる必要面積を用いることができることとしたこと。

2 特別支援学校の建物の工事費の算定方法の見直し（新法第5条の3関係）

特別支援学校の建物の工事費の算定方法について、新築又は増築を行う年度の5月1日の翌日から起算して3年以内に特別支援学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、文部科学大臣が定めるその3年以内の日における当該学校の学級数に応ずる必要面積を用いることができることとしたこと。

第3 施行期日等（第14次地方分権一括法附則第1条及び第3条関係）

- 1 新法は、令和7年4月1日から施行することとしたこと。
- 2 新法の施行に伴う所要の経過措置について規定することとしたこと。

第4 その他

小学校、中学校及び義務教育学校を対象とする事業も含めて、令和7年度以降の3か年度の国庫債務負担行為の実施に伴う事業概要等の見直しの内容については、現在検討を行っているところであり、今後、具体的な内容について決まり次第お知らせする予定であること。

（別添資料）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）関係資料
 - ① 概要（抜粋）
 - ② 条文（抜粋）
 - ③ 新旧対照表（抜粋）
- 2 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立等を踏まえた対応について（依頼）（令和6年6月19日付け府政経シ第358号内閣府地方分権改革推進室長通知）

（参考）

- ・ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第14次地方分権一括法）（令和6年法律第53号）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

＜本件連絡先＞

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

法規係

TEL 03-5253-4111〔内線：2000〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号) (第14次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室
令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

- 平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足
- 平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第13次 一括法成立)
- 令和5年
6月下旬 提案団体からのヒアリング
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
同方針を閣議決定
- ”
- 令和6年
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
6月12日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
6月19日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和6年法律第53号)公布

法改正事項の概要 (8事項9法律)

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼児保育連携型認定こども園の保育教諭等とすることができる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県經由事務の廃止
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化
(公有地の拡大の推進に関する法律)

施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長
(2か年度以内→3か年度以内) (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)

施行日：令和7年4月1日

○公立学校施設整備費国庫負担事業は、2か年度以内に事業が完了予定のものが交付の対象。

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づき公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(課長通知)

○本法律において、国庫負担事業の実施期間が2か年度以内であることを前提とした規定が存在

※中等教育学校等・特別支援学校



支障

○建設業において週休2日制が導入され、また、令和6年度から建設業に労働時間規制が適用される中、事業期間が2か年度を超える場合がある。

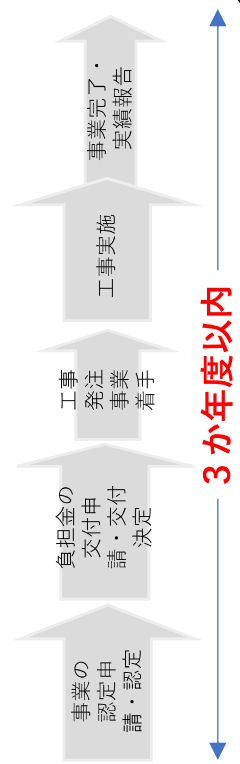
○2か年度を超える事業については、現行では国庫負担事業の対象にならず、地方公共団体が単独で負担せざるを得ない事態が生じ得る。



現 行

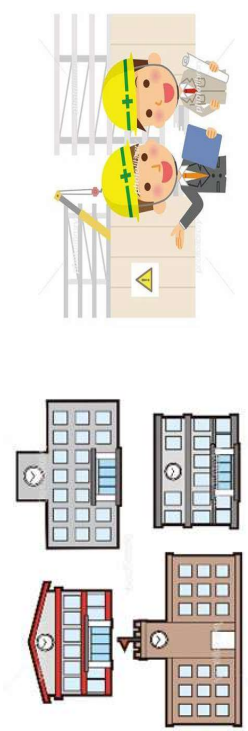
○本法律等を改正し、
小・中学校等の新増築事業については、
事業の実施期間が3か年度にわたる場合も、国庫負担事業の対象となる。

※法改正の対象は中等教育学校等及び特別支援学校(左記以外は事務処理方針(課長通知)等の改正で3か年度の事業実施が可能)



効果

○国庫負担事業の対象となる事業の実施期間が延長され、各地方公共団体は、財政負担が平準化されることで、公立学校の施設整備をより計画的に行うことが可能となる。



見 直 し 後

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正）

第四条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「設置年度又は」を「設置年度若しくは」に、「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「の翌々年度までの間」を「以後三年度内の各年度」に改め、同条第二項中「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「の翌々年度までの間」を「以後三年度内の各年度」に改める。

第五条の三中「二年」を「三年」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第五条の二及び第五条の三の規定は、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前の年度における事務又は事業の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担及び令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）について適用し、令和六年度以前の年度における事務又は事業の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担、令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で令和七年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文（抄）
 ○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）（抄）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（中等教育学校等の建物の工事費の算定方法） 第五条の二 第三条第一項第二号の二に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の五月一日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置年度若しくは第一学年の学級数を増加する年度（以下この条において「設置等年度」という。）前三年度内の各年度又は設置等年度以後三年度内の各年度に新築又は増築を行う場合には、文部科学大臣の定める日）における当該中等教育学校等の学級数に応ずる必要面積から新築又は増築を行う年度の五月一日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。 2 第三条第一項第二号の二に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置等年度前三年度内の各年度又は設置等年度以後三年度内の各年度に新築又は増築を行う場合には、文部科学大臣の定める日）において当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒の数を乗じて得た面積から新築又は増築を行う年度の五月一日における保有面積を	（中等教育学校等の建物の工事費の算定方法） 第五条の二 第三条第一項第二号の二に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の五月一日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置年度又は第一学年の学級数を増加する年度（以下この条において「設置等年度」という。）の前々年度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文部科学大臣の定める日）における当該中等教育学校等の学級数に応ずる必要面積から新築又は増築を行う年度の五月一日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。 2 第三条第一項第二号の二に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日（新たに設置する中等教育学校等又は学級数を増加する中等教育学校等において設置等年度の前々年度から設置等年度の翌々年度までの間に新築又は増築を行う場合には、文部科学大臣の定める日）において当該中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒の数を乗じて得た面積から新築又は増築を行う年度の五月一日における保有面積を控除して得

控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

(特別支援学校の建物の工事費の算定方法)

第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の五月一日(その翌日から起算して三年以内に特別支援学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかの場合には、文部科学大臣の定めるその三年以内の日)における当該学校の学級数に応ずる必要面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日(その翌日から起算して三年以内に特別支援学校に寄宿舎を設けた場合、又は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかの場合には、文部科学大臣の定めるその三年以内の日)において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

(特別支援学校の建物の工事費の算定方法)

第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の五月一日(その翌日から起算して二年以内に特別支援学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかの場合には、文部科学大臣の定めるその二年以内の日)における当該学校の学級数に応ずる必要面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日(その翌日から起算して二年以内に特別支援学校に寄宿舎を設けた場合、又は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかの場合には、文部科学大臣の定めるその二年以内の日)において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

府政経シ第 358 号
令和 6 年 6 月 19 日

各都道府県知事 }
各市区町村長 } 殿

内閣府地方分権改革推進室長

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の成立等を踏まえた対応について（依頼）

平素より地方分権改革の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号。以下「第 14 次地方分権一括
法」という。）が公布されました。

本法律は、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月
22 日閣議決定）等を踏まえたものであり、その概要及び留意事項等については
下記のとおりですので、各都道府県又は市区町村におかれましては、十分に御
了知の上、適切に運用されるよう、御対応をよろしくお願いします。

なお、本日付で関係府省に対して、第 14 次地方分権一括法の成立等を踏まえ
た対応を依頼したところです（別紙参照）。また、本通知は地方自治法（昭和
22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申
し添えます。

記

第一 第 14 次地方分権一括法の概要

1 母子保健法の一部改正（第 1 条関係）

- （１）市町村が他の市町村に対し、妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る
健康審査に関する情報の提供を求めることができる場合における、
これらの者がかつて当該他の市町村に居住していたとの要件を廃止
するとともに、当該提供を求めることができる情報として産後ケア
事業等に関する情報を追加すること。

(2) 市町村は、健康診査又は産後ケア事業の対象者に係る情報収集等事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「支払基金等」という。）に、健康診査又は産後ケア事業の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に関する事務の全部又は一部を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとするとともに、市町村は、情報収集等事務を委託する場合は、他の市町村と共同して委託するものとする。

(3) (2) による委託を受けて支払基金等が行う業務等に関し、業務の委託、区分経理、報告の徴収及び立入検査その他所要の規定の整備を行うこと。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正（第2条関係）

(1) 幼稚園の教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者が、幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例の期間を10年間から15年間に延長すること。

(2) (1) の特例の対象から主幹保育教諭及び指導保育教諭を除くこと。

3 教育職員免許法の一部改正（第3条関係）

(1) 保育士の登録を受けている者に対し、教育職員検定により幼稚園の教諭の免許状を授与する場合における学力及び実務の検定に関する特例の期間を10年間から15年間に延長すること。

(2) その他所要の改正を行うこと。

4 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正（第4条関係）

中等教育学校等及び特別支援学校の建物の工事費の算定方法について、将来の学級数に応ずる必要面積を用いることができる場合の要件である新築又は増築を行う期間等について、それぞれ1年延長すること。

5 栄養士法の一部改正（第5条関係）

(1) 管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることを不要とすること。

(2) その他所要の改正を行うこと。

6 獣医師法の一部改正（第6条関係）

獣医師が氏名、住所等の農林水産大臣への届出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しないものとする
こと。

7 建築基準法の一部改正（第7条関係）

- （1） 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築等をしようとする建築物について、その計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査及び当該工事を完了した場合における検査等を指定確認検査機関が行うことを可能とすること。
- （2） その他所要の改正を行うこと。

8 宅地建物取引業法の一部改正（第8条関係）

- （1） 国土交通大臣又は都道府県知事が一般の閲覧に供しなければならない書類から、宅地建物取引業法第5条第1項各号に該当しないことを誓約する書面等を除くとともに、宅地建物取引業者名簿に登載しなければならない事項から、事務所ごとに置かれる同法第31条の3第1項に規定する者（同条第2項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の氏名を除くこと。
- （2） その他所要の改正を行うこと。

9 公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正（第9条関係）

- （1） 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の届出について、同項に規定する土地が、生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による申出に係るものであって、同法第12条第1項の規定による買い取らない旨の通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間において当該申出をした者により有償で譲り渡されるものであるときには、不要とすること。
- （2） その他所要の改正を行うこと。

10 施行期日

この法律は次に掲げる事項を除き、令和7年4月1日から施行するもの
とすること（別添参照）。

- （1） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正（2の（1）に係るもの

- に限る。)等 公布の日から施行
- (2) 獣医師法の一部改正等 公布の日から起算して3月を経過した日から施行
- (3) 建築基準法の一部改正等 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- (4) 母子保健法の一部改正(1の(2)及び(3)に係るものに限る。)等 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正(2の(2)に係るものに限る。) 令和9年4月1日から施行

第二 留意事項等

- 1 今般、制度改正される事務の執行に当たっては、改正の趣旨を踏まえつつ、従来から処理している関連事務と一体的かつ総合的に行うことによって、住民等へのサービスや利便性の向上に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 2 今般の改正に関して、各府省(地方支分部局を含む。)に対し、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施など、地方公共団体に対する必要な支援を実施するよう依頼しております。このような支援を活用し、庁内での推進体制の構築をはじめとする環境整備を行っていただき、適切な事務執行のための必要な準備等に遺漏なきようお願いいたします。
- 3 内閣府地方分権改革推進室に下記のとおりメールアドレスを設けておりますので、第14次地方分権一括法に伴う制度改正について御質問がございましたら、適宜御活用ください。

【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室 佐藤、内山、撫養、小舘、前田、渡邊、清水、大和、瀬原、富澤

Tel: 03-3581-2455 Email: teianbosyu.c3b@cao.go.jp

府政経シ第357号
令和6年6月19日

文部科学事務次官 殿

文部科学省ほか関係府省へ通知

内閣府事務次官

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）

平素より地方分権改革の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一
括法」という。）が公布されました。本法律は、提案募集方式に基づく提案等を
踏まえたものであり、提案の検討から法案の立案、国会審議に至るまで、格別の
御協力をいただき、感謝申し上げます。

つきましては、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12
月22日閣議決定）、第14次地方分権一括法の国会における審議等を踏まえ、下
記の御対応をよろしくお願いいたします。

また、各省におかれましては、この旨を、今般の改正に関係する地方支分部局
にも御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 第14次地方分権一括法の施行期日については、一部を除き令和7年4月1
日とされていることから（別添参照）、速やかに所要の政省令の整備、地方公
共団体及び制度改正に関係する団体への情報提供を行っていただきたいこと。
特に、政省令の整備については、これまでの一括法施行の際、対応の遅れに
より地方公共団体の条例制定等に支障が生じた例も見られたことから、地方公
共団体が十分な準備期間を確保できるよう、特段の事情がない限り第14次地
方分権一括法の公布後速やかに行っていただきたいこと。

- 2 今般の改正に関して、地方公共団体に対し、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施などの必要な支援を行うことにより、事務の内容や取扱い、留意点等について確実な周知・助言を行うほか、地方公共団体からの照会や相談に適切に対応していただきたいこと。

【問合せ先】

内閣府地方分権改革推進室 佐藤、内山、撫養、小舘

Tel: 03-3581-2455 Email: teianbosyu.c3b@cao.go.jp

第14次地方分権一括法 施行期日一覧(本則)

別添

条番号	所管府省	法律名	制定年	法律番号	施行日					
					【柱書】 令和7年4月1日	【第1号】 公布の日 (令和6年6月19日)	【第2号】 公布の日から起算して3月を経過した日 (令和6年9月19日)	【第3号】 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日	【第4号】 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日	【第5号】 令和9年4月1日
1	内閣府	母子保健法	昭40	141			○ ※第17条の2第1項及び第19条の2の改正規定		○ ※左記以外	
2	内閣府	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律	平24	66		○ ※附則第5条の改正規定(同条第1項中「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。)				○ ※左記以外
3	文部科学省	教育職員免許法	昭24	147	○ ※附則第17項及び別表第2の2の改正規定	○ ※左記以外				
4	文部科学省	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	昭33	81	○					
5	厚生労働省	栄養士法	昭22	245	○					
6	農林水産省	獣医師法	昭24	186			○			
7	国土交通省	建築基準法	昭25	201				○		
8	国土交通省	宅地建物取引業法	昭27	176	○					
9	国土交通省	公有地の拡大の推進に関する法律	昭47	66			○			

第14次地方分権一括法 施行期日一覧(附則)

条番号	所管府省	概要 (基本的に見出しと同じ 語句を入力)	区分 準・準備行為 経・経過措置 引・引用法律	(引用法律改正の場合)		本則の法律	施行日					
				制定年	法律番号		【柱書】 令和7年4月 1日	【第1号】 公布の日 (令和6年6 月19日)	【第2号】 公布の日か ら起算して3 月を経過し た日 (令和6年9 月19日)	【第3号】 公布の日か ら起算して6 月を超えない 範囲内にお いて政令で 定める日	【第4号】 公布の日か ら起算して3 年を超えない 範囲内にお いて政令で 定める日	【第5号】 令和9年4月 1日
1	-	施行期日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	内閣府	母子保健法の一部改正に伴う準備行為	準	昭40	141	母子保健法		○				
3	文部科学省	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正に伴う経過措置	経	昭33	81	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	○					
4	国土交通省	建築基準法の一部改正に伴う経過措置	経	昭25	201	建築基準法				○		
5	国土交通省	宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置	経	昭27	176	宅地建物取引業法	○					
6	国土交通省	公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置	経	昭47	66	公有地の拡大の推進に関する法律			○			
7	国土交通省	罰則に関する経過措置	経	昭47	66	公有地の拡大の推進に関する法律			○			
8	-	政令への委任	経	-	-	-		○				
9	文部科学省	学校給食法の一部改正	引	昭29	160	栄養士法	○					
10	総務省	住民基本台帳法の一部改正	引	昭42	81	母子保健法			○ ※別表第2の5の12の項の改正規定(一部)及び別表第4の4の12の項の改正規定		○ ※左記以外	
11	国土交通省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正	引	平18	91	建築基準法				○		
12	国土交通省	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正	引	平20	87	建築基準法				○		
13	国土交通省	都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正	引	平24	84	建築基準法				○		
14	デジタル庁	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正	引	平25	27	母子保健法			○			
15	国土交通省	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正	引	平27	53	建築基準法				○		
16	国土交通省	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正	引	令4	69	建築基準法				○		